

重点指導調書（ユニット型指定短期入所生活介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第1 人員に関する基準 1 従業者の員数	ユニット型指定短期入所生活介護事業者が指定ユニット型短期入所生活介護事業所ごとに置くべき短期入所生活介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	適 ・ 否
(1) 医 師	1人以上となっているか。	適 ・ 否
(2) 生活相談員	常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 勤務表により確認する。 また、事業所独自で作成しているサービス活動表、作業日誌等でも勤務状況を確認する。 常 勤 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ サービス活動表 ○ 作業日誌等 	<p>法第73条第1項 法第74条第2項 平11厚令第37号 (以下「基準」) 第140条の3 法第74条第1項 基準準用 (第121条第1項) 平11老企第25号 (以下「解釈」) 第2の2(3)</p>	<p>法：介護保険法 基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号） 解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 併設本体施設に配置されている場合であって、当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免許証 ○ 協力医療機関等との契約書又は確約書 	<p>基準準用 (第121条第1項第一号)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員は、社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有する者となっているか。 同等以上とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員が考えられる。（特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準第5条第2項参照） 事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。 ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助を行う必要がある。これらに支障がない範囲で認められるものである。 施設と併設事業所の利用者数とを合算した数について、常勤換算法により必要とされる数となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了証書 ○ 登録証 	<p>基準準用 (第121条第1項第二号)</p> <p>解釈 第3の六の1(1) ④</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(3) 介護職員又は看護職員	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。	適・否
(4) 栄養士	1人以上となっているか。 ただし、利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。）が40人を超えないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かなくとも差し支えない。	適・否
(5) 機能訓練指導員	1人以上となっているか。	適・否
(6) 調理員その他の従業者	当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数となっているか。	適・否
(7) 利用者の数	従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数によって算定しているか。	適・否
2 特別養護老人ホームを利用する場合の従業者の員数	特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき短期入所生活介護従業者の員数は、上記の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>(入所者+利用者) ÷ (定数3) = (施設の確保すべき員数+ユニット型指定短期入所生活介護事業所の確保すべき員数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 併設事業所は、本体施設に配置させていて当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務可。 「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合をいう。 資格要件については、第2-5を参照のこと。 特別養護老人ホームの空床を利用して行う場合の員数の考え方となる。 	<p>○ 免許証</p> <p>○ 勤務表</p>	<p>基準準用 (第121条第1項第三号)</p> <p>基準準用 (第121条第1項第四号)</p> <p>解釈準用 (第3の八の1(4))</p> <p>基準準用 (第121条第1項第五号)</p> <p>基準準用 (第121条第1項第六号)</p> <p>基準準用 (第121条第3項)</p> <p>基準準用 (第121条第2項)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
3 特別養護老人ホーム等に併設される事業所の場合の従業者の員数	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（特別養護老人ホーム等）に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（併設事業所）については、老人福祉法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、主眼事項第2の1の従業者の員数に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。	適・否
4 生活相談員等	生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤であるか。 ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、常勤でなくてもかまわない。	適・否
5 機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としているか。 ただし、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 この「訓練を行う能力を有する者」は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であるか。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活指導員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。	適・否 ・資格名
6 みなし規定	ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第129条第1項から第6項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記1から5に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適・否
7 管理者	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	適・否 兼務の有無 有・無 兼務職種 ()

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム等に併設される事業所であって、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合の考え方となる。 ※医師、栄養士、機能訓練指導員 併設本体施設に配置されている場合であって、当該施設に支障がない場合は兼務可。 ※生活相談員、介護職員又は看護職員 特別養護老人ホームと併設事業所の利用者数とを合算した数について、常勤換算法により必要とされる数になっているか。 	○ 勤務表	基準準用 (第121条第4項)	
<ul style="list-style-type: none"> 勤務表により確認する。 		基準準用 (第121条第5項)	
<ul style="list-style-type: none"> 資格証が確認できるか。 	○ 勤務表 ○ 資格証書	基準準用 (第121条第6項)	
<ul style="list-style-type: none"> はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 		解釈準用 (第3の八の1(3))	
<ul style="list-style-type: none"> 他の事業所、施設等の職務に従事する場合、事業の内容は問わないが、例えば併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられる。 	○ 辞令等 ○ 勤務表	基準準用 (第122条)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第2 運営に関する基準 1 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	適 ・ 否
2 短期入所生活介護計画の作成	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。 (2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
3 勤務体制の確保等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行っているか。 ① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	適 ・ 否 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。 短期入所生活介護計画の作成にあたっては居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。 <p>(短期入所生活介護計画作成の留意点)</p> <ol style="list-style-type: none"> 計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。 計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証するため、事業所の管理者は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付すること。 なお、交付した計画は、2年間保存しなければならない。 計画の作成に当たっては、居宅計画サービスを考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の居宅サービス計画に基づいた勤務計画(予定)表などを作成し、適切なサービス提供に努めているか。 <ul style="list-style-type: none"> ユニットケアリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置する(ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよい。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくてもよい。)職員を決めもらうことで足りる。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供票 居宅サービス計画(1)~(3) 短期入所生活介護計画など 短期入所生活介護計画 居宅介護サービス計画 看護・介護記録等 入所者の要介護度分布がわかる資料 勤務計画(予定)表 	<p>基準第140条の13 準用(第16条)</p> <p>基準第140条の13 準用 (第129条第1項) 解釈準用 (第3の八の3(5)の①, ②)</p> <p>基準第140条の13 準用 (第129条第2項)</p> <p>基準第140条の13 準用 (第129条第3項)</p> <p>基準第140条の13 準用 (第129条第4項) 解釈準用 (第3の一の3(13)⑥)</p> <p>基準 第140条の11の2第1項</p> <p>基準 第140条の11の2第2項 解釈 第3の八の4(10)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>(3) 従業者については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしているか。</p> <p>〔併設のユニット型指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成しているか。空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあつては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば差し支えない。〕</p>	適・否
	<p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>〔ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。〕</p>	適・否
	<p>(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	適・否 実施時期 ()

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 管理者、機能訓練指導員等が併設本体施設等と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行ってもかまわない。 運営規程に短期入所生活介護従業者の質的向上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 辞令又は雇用契約書 ○ 勤務表（兼務事業所も含む） ○ 職員の研修の記録 	<p>解釈準用 (第3の八の3(15)のイ)</p> <p>基準 第140条の11の2第3項 解釈準用 (第3の八の3(5)の②)</p> <p>基準 第140条の11の2第4項</p>	

主眼事項	着眼点	自己評価
4 衛生管理等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適・否 適・否
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 特に、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。 また、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・レジオネラ属菌検査 直近の検査年月日 (年 月 日) ・検査結果(以下に○を付す) 不検出 (10CFU/100ml未満) 検出 (10CFU/100ml以上) ・検出された場合、その対応は適切か。 適 ・ 否 ・検査未実施の場合 検査予定月 (年 月頃)
	(3) 空調設備等により、施設内の適温の確保に努めているか。	適・否
5 事故発生時の対応	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生 有・無
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有・無 損害賠償保険 加入・未加入
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。 (H14.10.18付け高対第406号保健福祉部長通知) ・事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ・損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受水槽清掃記録簿 ○ 水質検査書 ○ 医薬品等管理簿 ○ 感染予防に関するマニュアル ○ 感染予防に関する職員研修記録 ○ 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表 ○ 浴槽・浴槽水の衛生管理票 ○ 緊急時の連絡体制に関する書類 ○ 事故に関する記録 	<p>基準第140条の13 準用 (第104条第1項)</p> <p>基準第140条の13 準用 (第104条第2項) 解釈準用 (第3の六の3(7)の①,②)</p> <p>解釈準用 (第3の六の3(7)③)</p> <p>基準第140条の13 準用 (第37条第1項)</p> <p>基準第140条の13 準用 (第37条第2項)</p> <p>基準第140条の13 準用 (第37条第3項)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3(25)③)</p>	